市が所管する通報対象法律及び通報対象事実並びに市の通報先

【五十音順】　　（令和8年8月1日現在）

通報対象法律	市が所管する通報対象事実	市の通報先
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）	第22条第３項の規定による命令（特定空家等(注１)に関する除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置に係る命令）違反	都市計画課まちづくり係 TEL :053-576-3117 FAX :053-576-1897 mail:toshikei@city.kosai.lg.jp
	上記の措置に係る助言、指導、勧告又は命令に必要な第９条第２項の規定による報告について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。	
悪臭防止法（昭和46年法律第91号）	第８条第２項の規定による命令（悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置に係る命令）違反	環境課環境係 TEL :053-576-1141 FAX :053-576-4880 mail:kankyo@city.kosai.lg.jp
	第10条第３項の規定による命令（事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じた場合における悪臭原因物の排出の防止のための応急措置に係る命令）違反	
	上記の措置に関し必要な第20条第１項の規定による報告について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。	
介護保険法（平成９年法律第123号）	次の条項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。 （１） 第42条第４項（特例居宅介護サービス費の支給関係） （２） 第42条の第３項（特例地域密着型介護サービス費の支給関係） （３） 第45条第８項（居宅介護住宅改修費の支給関係） （４） 第47条第４項（特例居宅介護サービス計画費の支給関係） （５） 第49条第３項（特例施設介護サービス費の支給関係） （６） 第54条第４項（特例介護予防サービス費の支給関係） （７） 第54条の３第３項（特例地域密着型介護予防サービス費の支給関係） （８） 第57条第８項（介護予防住宅改修費の支給関係） （９） 第59条第４項（特例介護予防サービス計画費の支給関係） (10) 第76条第１項（居宅介護サービス費の支給関係） (11) 第78条の７第１項（地域密着型介護サービス費の支給関係） (12) 第83条第１項（指定居宅介護支援事業者等関係） (13) 第90条第１項（指定介護老人福祉施設等関係） (14) 第100条第１項（介護老人保健施設等関係） (15) 第114条の２第１項（介護医療院等関係） (16) 第115条の７第１項（介護予防サービス費の支給関係） (17) 第115条の17第１項（地域密着型介護予防サービス費の支給関係） (18) 第115条の27第１項（指定介護予防支援事業者関係）	高齢者福祉課介護保険係 TEL :053-576-1104 FAX :053-576-1220 mail:kourei@city.kosai.lg.jp
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第25条第１項の規定に違反し、許可を受けないで火薬類（煙火に限る。）の爆発又は燃焼をさせたこと。	予防課危険物係 TEL :053-574-0212 FAX :053-574-0215 mail:fd.yobou@city.kosai.lg.jp
	第45条第２号の規定による火薬類（煙火に限る。）の消費の一時禁止及び制限違反	
計量法（平成４年法律第51号）（場合に限る。）	第15条第３項の規定による命令（特定商品(注２)に係る特定物象量(注３)の計量又は表記の規定が遵守されておらず、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認める場合の必要な措置に係る命令）違反	産業振興課産業活性化係 TEL :053-576-1215 FAX :053-576-4876 meil:sangyou@city.kosai.lg.jp
下水道法（昭和33年法律第79号）	次に掲げる条項の規定による公共下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令違反 （１） 第12条の５若しくは第37条の２（特定施設の設置に関する計画の廃止、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善又は特定施設の使用若しくは公共下水道への下水の排除の停止の命令） （２） 第38条第１項若しくは第２項（この法律の規定によってした行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置に係る命令）	上下水道課施設係 TEL :053-574-2211 FAX :053-576-3133 mail:jougesoumu@city.kosai.lg.jp
	第11条の３第３項又は第４項の規定による命令（水洗便所への改造命令）違反	上下水道課総務係 TEL :053-574-2213 FAX :053-576-3133 mail:jougesoumu@city.kosai.lg.jp
	公共下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水の水質を技術上の基準に適合させるために必要な第13条第１項の規定による排水設備、特定施設、除害施設その他の物件の検査についてこれを拒み、妨げ、又は忌避したこと	上下水道課施設係 TEL :053-574-2211 FAX :053-576-3133 mail:jougesoumu@city.kosai.lg.jp

市が所管する通報対象法律及び通報対象事実並びに市の通報先

【五十音順】　　（令和8年8月1日現在）

通報対象法律	市が所管する通報対象事実	市の通報先
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（注４）	第15条の規定による命令（建築物又は工作物の分別解体等の方法の変更その他必要な措置に係る命令）違反	建築住宅課建築住宅係 TEL :053-576-4549 FAX :053-576-1897 mail:kenchiku@city.kosai.lg.jp
	特定建設資材(注５)の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な第43条第１項の規定による検査についてこれを拒み、妨げ、又は忌避したこと。	
建築基準法（昭和25年法律第201号）（注４）	次に掲げる条項の規定による特定行政庁の命令違反 （１） 第９条第１項（建築物に関する工事の施工停止、建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置に係る命令） （２） 第９条第10項前段（建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物に係る当該工事の施工の停止命令）	
	次に掲げる条項の規定による特定行政庁の命令 （１） 第９条第10項後段（建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物に係る当該工事に従事する者に対する当該工事の施工の停止命令） （２） 第10条第２項（損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置に係る命令） （３） 第10条第３項（建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置に係る命令） （４） 第11条第１項（建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が公益上著しく支障があると認める建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限の命令） （５） 第90条の２第１項（安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置に係る命令）	
	建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対して求めた建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査の状況に関する第12条第５項の規定による特定行政庁等が求めた報告について報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。	
	建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対し特定行政庁等が求めた第12条第６項の規定による帳簿、書類その他の物件の提出について提出をせず、又は虚偽の物件の提出をしたこと。	
	建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に関係がある物件に係る第12条第７項の規定による特定行政庁等の検査若しくは試験についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対する同項の規定による特定行政庁等の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたこと	
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)	次に掲げる条項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。 （１） 第38条第１項（特定教育・保育施設等関係） （２） 第50条第１項（特定地域型保育事業者等関係） （３） 第56条第１項（特定教育・保育提供者関係） （４） 第58条の８第１項（業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定子ども・子育て支援を提供する施設等関係）	保育幼稚園課保育幼稚園係 TEL :053-576-1156 FAX :053-576-1220 mail:youji@city.kosai.lg.jp
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	次に掲げる条項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による立入り若しくは検査についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避したこと （１） 第21条の５の22第１項（指定障害児通所支援事業者等関係） （２） 第24条の34第１項（指定障害児相談支援事業者等関係） （３） 第24条の39第１項（業務管理体制の整備に関する事項を届け出た指定障害児相談支援事業者等関係）	地域福祉課障害福祉係 TEL :053-576-4532 FAX :053-576-1220 mail:chifuku@city.kosai.lg.jp

市が所管する通報対象法律及び通報対象事実並びに市の通報先

【五十音順】　　（令和8年8月1日現在）

通報対象法律	市が所管する通報対象事実	市の通報先
社会福祉法（昭和26年法律第45号）	第57条に規定する社会福祉法人に対する事業の停止命令に違反して引き続きその事業を行ったこと。	地域福祉課福祉総務係 TEL :053-576-4873 FAX :053-576-1220 mail:chifuku@city.kosai.lg.jp
	社会福祉法人に対して求めた第56条第１項の規定による報告について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は社会福祉法人に対する同項の規定による検査についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。	
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第41条第２項の規定による命令（浄化槽清掃業の許可の取消し、全部停止又は一部停止の命令）違反	廃棄物対策課廃棄物係 TEL :053-577-2255 FAX :053-577-3253 mail:haitai@city.kosai.lg.jp
	第35条第１項の市長の許可を受けないで浄化槽清掃業を営んだこと。	
消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第１項（第１号及び第３号に限る。）の市長の許可を受けないで危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所を設置したこと。	予防課予防係 TEL :053-574-0212 FAX :053-574-0215 mail:fd.yobou@city.kosai.lg.jp
	第11条第５項の規定に違反して、市長の完成検査又は承認を受けずに危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したこと。	予防課危険物係 TEL :053-574-0212 FAX :053-574-0215 mail:fd.yobou@city.kosai.lg.jp
	第12条の２第１項又は第２項の規定による命令（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置に係る市長の許可の取消し又は使用停止の命令）違反	
	第12条の３第１項の規定による命令（危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用の一時停止命令）又は処分（危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用制限）違反	
	第14条の２第１項の規定に違反して市長の許可を受けずに危険物を貯蔵し、又は取り扱ったこと。	
	第14条の２第３項の規定による命令（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の火災に係る予防規程の変更命令）違反	
	第16条の３第３項又は第４項の規定による命令（危険物の製造所、貯蔵所、取扱所又は移動タンク貯蔵所に危険物の流出その他の事故が発生したときの応急措置に係る命令）違反	
	第３条第１項の規定による命令（屋外において火災の予防に危険であると認める行為を行う場合の消火の準備若しくは残火、取灰若しくは火粉の始末又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の整理若しくは除去その他の処理に係る命令）違反	予防課予防係 TEL :053-574-0212 FAX :053-574-0215 mail:fd.yobou@city.kosai.lg.jp
	次に掲げる条項の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。 （１） 第４条第１項（火災予防関係） （２） 第16条の３の２第２項（製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故(火災を除く。)であって火災が発生するおそれのあったもの関係） （３） 第16条の５第１項（危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止関係） （４） 第34条第１項（火災の原因及び損害の程度の決定関係）	
	次に掲げる条項の規定による検査についてこれを拒み、妨げ、又は忌避したこと。 （１） 第14条の３第１項若しくは第２項（危険物の屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査） （２） 第17条の３の２（特定防火対象物(注６)その他の政令で定めるものに設置した消防用設備等又は特殊消防用設備等(政令で定めるものを除く。)に係る検査）	予防課危険物係 TEL :053-574-0212 FAX :053-574-0215 mail:fd.yobou@city.kosai.lg.jp
	第16条の５第２項の規定による消防吏員の走行中の移動タンク貯蔵所の停止に従わず、又は危険物取扱者免状の提示の要求を拒んだこと。	
	第８条の２の２第４項の規定による命令（防火対象物に係る点検基準適合表示等の除去又はこれに消印を付すべきことの命令）違反	予防課予防係 TEL :053-574-0212 FAX :053-574-0215 mail:fd.yobou@city.kosai.lg.jp
	第23条の２の規定によるガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合における火気の使用の禁止、退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかったこと。	予防課危険物係 TEL :053-574-0212 FAX :053-574-0215 mail:fd.yobou@city.kosai.lg.jp
	第28条第１項又は第２項の規定による火災の現場における退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかったこと。	消防署 TEL :053-574-0213 FAX :053-574-0215 mail:fd.honsyo@city.kosai.lg.jp
	第32条第１項の規定による火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査のための資料の提出又は報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。	
振動規制法（昭和51年法律第64号）	第12条第２項の規定による命令（著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものを設置する工場又は事業場に対する振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更の勧告に従うべきことの命令）違反	環境課環境係 TEL :053-576-1141 FAX :053-576-4880 mail:kankyo@city.kosai.lg.jp
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	第４条第２項の規定による命令（特定物資(注７)の売渡しの命令）違反	産業振興課産業活性化係 TEL :053-576-1215 FAX :053-576-4876 meil:sangyou@city.kosai.lg.jp
	特定物資の生産、輸入若しくは販売の業務に関する第５条第１項の規定による報告について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は特定物資に関し同項若しくは同条第２項の規定による帳簿、書類その他の物件の検査についてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたこと。	

市が所管する通報対象法律及び通報対象事実並びに市の通報先

【五十音順】　　（令和8年8月1日現在）

通報対象法律	市が所管する通報対象事実	市の通報先
生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）	第21条第１項の規定による命令に違反して、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要な報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたこと。	地域福祉課保護係 TEL :053-576-1215 FAX :053-576-1220 mail:chifuku@city.kosai.lg.jp
騒音規制法（昭和43年法律第98号）	第12条第２項の規定による命令（騒音の防止の方法の改善又は特定施設(注８)の使用の方法若しくは配置の変更の命令）違反	環境課環境係 TEL :053-576-1141 FAX :053-576-4880 mail:kankyo@city.kosai.lg.jp
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）	偽りその他不正の手段により第９条第１項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたこと。	産業振興課農業水産振興係 TEL :053-576-1216 FAX :053-576-4876 meil:sangyou@city.kosai.lg.jp
	第10条第１項の規定による命令（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置に係る命令）違反	
	第22条第１項又は第24条第９項の規定による命令（対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養の登録又は販売禁止鳥獣等の販売の許可に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置に係る命令）違反	
	第19条第１項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をしたこと。	環境課生活係 TEL :053-576-4533 FAX :053-576-4880 mail:seikatsu@city.kosai.lg.jp
	第75条第３項の規定による狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣(その加工品を含む。)又は鳥類の卵に係る立入検査についてこれを拒み、妨げ、又は忌避したこと。	産業振興課農業水産振興係 TEL :053-576-1216 FAX :053-576-4876 meil:sangyou@city.kosai.lg.jp
道路法（昭和27年法律第180号）	第32条第１項の規定に違反して市長の許可を受けずに市道又は市道の予定区域を占用したこと。	土木課管理・用地係 TEL :053-576-4545 FAX :053-576-1897 mail:doboku@city.kosai.lg.jp
	第37条第１項の規定によるの規定による占用の禁止又は制限に違反して市道又は市道の予定区域を占用したこと。	
	第32条第３項の規定に違反して占用の変更に係る市長の許可を受けずに市道又は市道の予定区域を占用したこと。	
	第39条の９の規定による命令（基準に従って市道に係る占用物件の維持管理をしていない場合におけるその是正の措置に係る命令）違反	
	第46条第１項の規定の規定による通行の禁止又は制限に違反して市道を通行したこと。	
	第47条第３項の規定による通行の禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている市道の通行に関し第47条の２第１項の規定により市長が付した条件に違反して市道を通行したこと。	
	第47条の14第１項の規定による命令（車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、市道の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置に係る命令）違反	
	第67条の規定に違反してに市道に関する調査、測量若しくは工事又は市道の維持のためやむを得ず必要な土地の立入り又は一時使用についてこれを拒み、又は妨げたこと。	
	第47条の２第１項の規定により市長が付した条件に違反して車両を通行させたこと。	
	第47条の14第２項の規定による命令（路線を定めて市道を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の市道に車両を通行させようとする者に対する当該車両が政令で定める基準に適合するように市道に関して必要な措置に係る命令）違反	
	第71条第１項又は第２項の規定による命令（この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、市道に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは市道を原状に回復することに係る命令）違反	
	次に掲げる条項の規定による命令違反 （１）　第43条の２（積載物の落下により市道が損傷され、又は当該積載物により市道が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について市道の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置に係る命令） （２）　第47条の14第１項（政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について市道の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置に係る命令）	
	次に掲げる条項の規定に違反して、これらの規定による報告について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査についてこれを拒み、若しくは妨げたこと。 （１）　第72条の２第１項（この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等関係） （２）　第72条の２第２項（限度超過車両関係）	

市が所管する通報対象法律及び通報対象事実並びに市の通報先

【五十音順】　　（令和8年8月1日現在）

通報対象法律	市が所管する通報対象事実	市の通報先
都市計画法（昭和43年法律第100号）	土地の占有者が第25条第5項の規定に違反して都市計画の決定又は変更のための測量又は調査に必要な土地の立入りについてこれを拒み、又は妨げたこと。	都市政策課都市政策係 TEL :053-576-4925 FAX :053-576-1897 mail:toshiseisaku@city.kosai.lg.jp
	都市計画の決定又は変更のための測量又は調査を行うに当たり、やむを得ず必要な障害物の伐採を行う場合において、障害物の所有者及び占有者の同意を得ることができないときに、第26条第1項の許可を受けないで障害物を伐除したこと。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第7条第1項又は第6項の規定に違反して、許可を受けずに一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行ったこと。	廃棄物対策課廃棄物係 TEL :053-577-1280 FAX :053-577-3253 mail:haitai@city.kosai.lg.jp
	第7条の2第1項の規定に違反して、変更の許可を受けずに一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行ったこと。	
	次に掲げる条項の規定による命令違反 （１） 第7条の3（一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の事業の全部又は一部の停止命令） （２） 第19条の4第1項（基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行った者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の措置の命令）	
	第19条の3の規定による命令(基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行った者に対する廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置の命令)違反	
	一般廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分等に関する第18条第1項の規定による報告について報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。	
	一般廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分等に関する第19条第1項の規定による検査についてこれを拒み、妨げ、又は忌避したこと。	

(注1)　「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。

(注2)　「特定商品」とは、一定の誤差の範囲内で計量することが義務付けられた商品をいう。

(注3)　「特定物象量」とは、特定商品ごとに定める物象の状態の量をいう。

(注4)　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項各号に掲げる建築物又は工作物（当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)に係るものに限る。

(注5)　「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他土木建築に関する工事に使用する資材のうち、廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。

(注6)　「特定防火対象物」とは、山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭にけい留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物で、多数の者が出入するものとして政令で定めるものをいう。

(注7)　「特定物資」とは、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資で特別の調査を要する物資として政令で指定されたものをいう。

(注8)　「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいう。